プロジェクト	ISSB 対応：S1 基準案及び S2 基準案
項目	国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の 2022 年 11 月ボード会議における暫定決定事項

本資料の目的

1. 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、2022 年 3 月 31 日に公開草案「IFRS S1 号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』」（S1 基準案）及び公開草案「IFRS S2 号『気候関連開示』」（S2 基準案）を公表した（コメント期限：2022 年 7 月 29 日）。ISSB は現在、寄せられたフィードバックを踏まえ、再審議を行っている過程にある。

2. 本資料は、2022 年 11 月 15 日から 16 日にかけて行われた ISSB ボード会議において、暫定的に決定された事項をお示しすることを目的としている[1]。なお、最終基準の議決は、後日正式に書面投票により行われる予定である[2]。

アジェンダ

3. 2022 年 11 月のボード会議におけるアジェンダのうち、S1 基準案及び S2 基準案に関するアジェンダは、以下のとおりである。

(1) S1 基準案関連

- 比較情報及び更新された（updated）見積り（アジェンダ・ペーパー（AP）3B））
- 報告の時期（timing）（AP3C）

(2) S2 基準案関連

- 戦略及び意思決定並びに気候関連の目標（AP4A）

(3) S1 基準案及び S2 基準案共通

- 現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）並びにつながりのある情報（AP3A 及び AP4B）

[1] 本資料は、IFRS 財団ホームページにおいて公表されている情報（ISSB のアジェンダ・ペーパー及び ISSB により公表された「ISSB Update」等）の内容に基づき SSBJ 事務局が作成したものである。
[2] IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブック 3.14 項、3.15 項、6.23 項

議論の概要

（比較情報及び更新された（updated）見積り（AP3B））

4. ISSB は、S1 基準案における、更新された（updated）見積りを反映した比較情報の開示に関する要求事項案（S1 基準案第 63 項から第 65 項）について、当該情報の有用性等に関する利害関係者からのフィードバックを踏まえ、追加の再審議項目とすることを 10 月のボード会議において暫定的に決定した。

5. 11 月のボード会議では、当該開示が利用者のトレンド分析等に有用な情報をもたらすかどうかについて議論が行われた。また、当該開示は作成者に過度な負担を求めるものではないことを明確にするための要求事項案の修正等が検討された。議論の結果、ISSB は、以下のことを暫定的に決定した。

   (1) S1 基準案第 64 項に示された要求事項案を修正し、更新された（updated）見積りを反映して比較情報を見直す（revise）という要求事項の適用対象を限定する（limit）。これにより、当該要求事項は、「過去の報告期間に開示された当該期間についての見積り」に適用され、「過去の報告期間に開示された将来予測的な（forward-looking）見積り」には適用されないこととなる。

   (2) 以下のような例示的ガイダンスを提供し、企業が要求事項を適用することを支援する。なお、本稿の別紙 1 において、ISSB スタッフが作成した例示案を参考情報としてお示ししている。

      ① 更新された（updated）見積りを反映するために比較情報を見直す（revise）ことを要求されることになる場合及び要求されないことになる場合の例示
      ② 更新された（updated）見積りを反映するために見直し後の（revised）比較情報を表示する方法の例示及び説明
      ③ 企業が比較情報を見直す（revise）ことを要求されることになる以下の 3 つの場合を区別するための説明

         （ア）更新された（updated）見積りを反映する場合
         （イ）再定義又は置き換えられた指標又は目標を反映する場合
         （ウ）誤謬を訂正する場合

6. ISSB は、次回以降の審議において、S1 基準案第 64 項の修正案及びガイダンス案の開発について検討する予定である。

（報告の時期（timing）（AP3C））

7. ISSB は、S1 基準案における、関連する財務諸表と同時にサステナビリティ関連財務開示を報告するという要求事項案（S1 基準案第 66 項）について再審議を行い、以下のことを暫定的に決定した。

(1) 関連する財務諸表と同時にサステナビリティ関連財務開示を報告するという要求事項案を確認する。

(2) 財務諸表よりも後にサステナビリティ関連財務開示を報告することを容認するという短期間の経過措置（short-term transitional relief）を導入する。

(3) この経過措置（transitional relief）の一部として、年度のサステナビリティ関連財務開示を、上半期／第 2 四半期の業績報告（earnings reporting）と同時に報告することを容認する。

8. ISSB は、次回以降の審議において、上記経過措置を基準上どのように表現する（articulate）か、及び経過措置の具体的な利用可能期間について検討する予定である。

（戦略及び意思決定並びに気候関連の目標（AP4A））

9. ISSB は、S2 基準案における戦略及び意思決定（低炭素経済への移行計画を含む）並びに気候関連の目標に関する要求事項案（S2 基準案第 13 項及び第 23 項）について、これらの関係が不明確であるというフィードバックを検討し、以下のことを暫定的に決定した。

(1) 気候関連のリスク及び機会が、企業の戦略及び意思決定、低炭素経済への移行計画並びに気候関連の目標に与える（affect）影響を開示するという、S2 基準案第 13 項及び第 23 項の要求事項案を確認した上で、両者の関係を明確にする。

(2) 企業が移行計画を開発するにあたり前提とした仮定（assumptions）及び識別した依存関係（dependencies）を開示することを要求する。

(3) 仮定（assumptions）が満たされなかった場合に企業の移行計画への影響（implications）を開示するという要求事項は導入しない。

(4) 気候関連の目標について、以下の追加的な情報を開示することを要求する。

① 企業の目標の範囲
② 企業の排出目標において対象とする温室効果ガス及び排出スコープ

③ S2 基準案第 23 項の要求事項を適用する際に、どの気候変動に関する国際協定（international agreement on climate change）を参照しているか

10. ISSB は、次回以降の審議において、企業の気候関連の目標を、気候変動に関する最新の国際協定（latest international agreement on climate change）と比較するという、S2 基準案における要求事項案についてさらに議論を行う予定である。

（現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）並びにつながりのある情報（AP3A 及び 4B））

11. ISSB は、S1 基準案及び S2 基準案における以下の要求事項案に対して寄せられたフィードバック及びこれらの要求事項を適用した場合の開示例等に関して議論を行った。決定事項は特になかった。なお、1 点目の財務的影響に関しては、本稿の別紙 2 において、ISSB スタッフが作成した開示例を参考情報としてお示ししている。

- サステナビリティ関連のリスク及び機会が、財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報を開示する。
- つながりのある情報（一般目的財務報告の利用者が、さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会の間のつながりを評価し、これらのリスク及び機会に関する情報が、どのように一般目的財務諸表における情報と結びついているかを評価できるようにする情報）を開示する。

12. ISSB は、次回以降の審議において、現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）並びにつながりのある情報についての要求事項案に関するスタッフ提案（企業が要求事項を適用することを支援するためのガイダンスの開発を含む）について検討する予定である。

次のステップ

13. ISSB は、次回以降のボード会議において、S1 基準案及び S2 基準案の再審議を継続する予定である。なお、ISSB は、2023 年の可能な限り早い時期（as early as possible）に S1 基準及び S2 基準の最終基準を公表することを目標としている。

ISSB ボード会議の開催予定

- 2022 年 12 月 13 日から 15 日（モントリオール）（開催中）
- 2023 年 1 月 16 日の週（フランクフルト）

- 2023 年 2 月 13 日の週（モントリオール）
- 2023 年 3 月 13 日の週（フランクフルト）

ディスカッション・ポイント
ご質問やご意見があればいただきたい。

以　上

例示を用いた説明：比較情報及び更新された（updated）見積り

1. 以下は、2022 年 11 月の ISSB ボード会議の AP3B 付録 B の概要をお示しするものである。

Ⅰ．歴史的な（historic）見積り及び将来予測的な（forward-looking）見積りの区別

2. 以下の表 1 において、ISSB スタッフは、過去の期間に開示されたサステナビリティ関連財務情報における見積りを以下の 2 つに区別した上で、ISSB スタッフが提案したアプローチが各事例においてどのように適用されるかを説明している。なお、見積りの変更の影響は重要性がある（material）ものと仮定する。

   (1) 過去の期間に開示された当該期間の見積り(歴史的な見積り(historic estimates))

   (2) 過去の期間に開示された将来予測的情報の見積り（将来予測的な見積り（forward-looking estimates))

表 1：歴史的な見積り及び将来予測的な（forward-looking）見積りの変更に対する ISSB スタッフ提案の適用例

事　例	ISSB スタッフが提案したアプローチ	理　由
例 1-歴史的な見積り（データの入手可能性） 企業は、サステナビリティ関連の指標を算定する際にバリュー・チェーンのデータを使用している。 企業は 20X1 年末時点でサプライ・チェーンのパートナー100 社のうち、60 社からデータを取得する。指標の計算では、企業は入手可能なデータから推定する（extrapolates)。 2022 年には、入手できなかったデータの一部が入手可能となった。	実務上不可能（impracticable）な場合を除き、比較情報を見直す（revise)。	比較情報を見直し（revising)、入手可能な最善のデータを歴史的な見積りに反映することは、利用者のトレンド分析にとって最も有用な情報となる。

事　例	ISSB スタッフが提案したアプローチ	理　由
例 2-歴史的な見積り（計算方法） 企業は、サステナビリティ関連の指標を計算するインプットとして、20X1 年の業界平均値を使用している。企業は指標の計算における見積りの精度を向上させるために、計算方法を 20X2 年に更新する（update）ことを決定する。	実務上不可能（impracticable）な場合を除き、比較情報を見直す（revise）。	比較情報を見直し（revising）、見直された（revised）計算方法を歴史的な見積りに反映することは、利用者のトレンド分析にとって最も有用な情報となる。
例 3-将来予測的な見積り（既存の環境の変化） 企業は、20X1 年においては、サステナビリティ関連のリスクに対応するため、新たな設備の購入にあたり 20X2 年に CU100,000 を支出すると見込んでいた。 20X2 年になって、当該設備の価格が上昇したため、企業は CU125,000 を支出する。	比較情報を見直さない（no revision）。	報告年度の取引及び事象を反映するために前期の見積りを見直さない（not revising）ことにより、後知恵バイアスが介入することを回避する。
例 4-将来予測的な見積り（新しい状況） 企業は、20X1 年においては、水関連のリスクに対応するため、20X2 年から 20X5 年にわたって、CU150,000 を支出すると見込んでいた。 20X2 年になって、20X3 年に新たな水関連の規制が適用されることを企業は認識した。その結果、企業は 20X3 年から 20X6 年の期間における水関連のリスクへの対応のための支出を CU180,000 に更新した。	比較情報を見直さない（no revision）。 当期（20X2 年）において、20X3 年から 20X6 年の情報は見直し（revisions）を反映する。	将来予測的な見積りの変更を反映するために比較情報を見直さない（not revising）ことにより、当時存在しなかった新しい状況を前年度に反映させることを回避する。

事　例	ISSB スタッフが提案したアプローチ	理　由
例 5-将来予測的な見積り（複雑性） 企業は、20X1 年においては、サステナビリティ関連の機会から生じる潜在的な収益は、今後 5 年間（20X2 年～20X6 年）で年間 CU500,000 と見積っていた。 20X2 年になって、企業は潜在的な収益額の見積りに使用した仮定を変更した。企業は 20X3 年から 20X6 年までの潜在的な収益額の見積りを年間 CU575,000 に見直した（revises）。	比較情報を見直さない（no revision）。 当期（20X2 年）において、20X3 年から 20X6 年の情報は見積りについて新しいアプローチを反映する。	将来予測的な見積りの変更を反映させるために比較情報を見直さない（not revising）ことにより、将来予測的な見積りの不確実性を伴う複雑性を回避する。

Ⅱ．サステナビリティ関連の指標における見積り及び財務諸表における見積りについて、それらの見積りの変更を反映するための複数のアプローチの比較

3. 以下の例 6 及び例 7 において、ISSB スタッフは、見積りの変更を反映するためのアプローチが、サステナビリティ関連の指標と財務諸表とで異なる可能性がある旨を説明している。

例 6-更新された（updated）見積りを反映するため、サステナビリティ関連の指標について比較情報を見直す（revising）

4. 企業は、交通会社から活動別データを適時に入手することができないため、業界平均のデータを用いて出張に伴うスコープ 3 の GHG 排出を見積っている（表 2 参照）。企業は、1 年目の排出を 24,000 CO_2換算メートルトン(t)と見積り、当該数値を開示した。

5. その後、活動別データを入手したところ、1 年目のスコープ 3 の GHG 排出は 26,500 CO_2換算メートルトン(t)と算定され、2,500 CO_2換算メートルトン(t)多くなった。

6. 翌年、2 年目のスコープ 3 の GHG 排出は 22,000 CO_2換算メートルトン(t)と算定された（表 2 参照）。企業は、検討の結果、比較情報の見直し（revise）が必要であると判断した。なお、これらは重要性がある（material）ものと仮定する。

表 2：更新された(updated)見積りを反映した比較情報

	1 年目（前期）			2 年目（当期）	2 年目までの累積排出量
	前期に開示した情報	調整	見積りを更新した情報		
スコープ 3 の GHG 排出	24,000	2,500	26,500	22,000	48,500

7.　前項のような状況において考えられるアプローチの適用例を表 3 に示している。

表 3：検討されたアプローチの比較（サステナビリティ関連の指標）

	考えられるアプローチ	1 年目（前期）	2 年目（当期）	2 年目までの累積排出量
(1)	比較情報を更新する(updated)方法（S1 基準案で提案されたアプローチ）	26,500	22,000	48,500
(2)	当期において将来に向かって調整する方法（IAS 第 8 号で要求されているアプローチ）	24,000	24,500	48,500
(3)	比較情報又は当期への調整を行わない方法	24,000	22,000	46,000

(1) S1 基準案において提案されたアプローチ：累積排出量、前期の排出量、排出量のトレンドについて最新の見解を示す。当期及び前期の GHG 排出量を一貫した方法で測定することにより、GHG 排出の実際の変化のパターン（1 年目と比べ 2 年目の排出は減少している）が反映される。

(2) IAS 第 8 号で要求されているアプローチを適用し、前期開示した排出量及び更新した(updated)排出量との差額（2,500）を 2 年目の数字に反映させる（22,000＋2,500＝24,500）。(2)のアプローチは、(1)のアプローチと同じ累積排出量となるが、一貫したアプローチで見積った場合の実際の GHG 排出は減少しているにもかかわらず、トレンド分析では GHG 排出が増加する結果となる。この方法の場合、2 年目は、誤った排出量であることを知りながら開示することになる。

(3) 3 つ目のアプローチは、前期及び当期について調整を要求しないというものである。開示される排出量は、それぞれの報告期間で使用された異なる見積手法に基づく排出量を単に反映したものである。この方法は、見積りの測定基準が一貫していないため、累積排出量、過年度の排出量、トレンド分析に影響を及ぼす。

前期及び当期に開示された排出量は、当初開示されたGHG排出である（したがって、知りながら虚偽の記載をするわけではない）ものの、この方法の場合、重要性がある（material）情報が省略されることになる。

例7-財務諸表において見積りの変更を報告する方法（将来に向かってのアプローチ）

8. 企業は、1年目に訴訟の和解のための引当金を認識した。企業は、訴訟の和解に要する金額をCU35,000と見積った。

9. 企業は、2年目に訴訟の結果に関する予想を変更する新たな情報を発見した。企業は、訴訟の和解費用の見積りをCU45,000に見直す（revise）こととした。

10. 表4では、IFRS会計基準を適用して見積りの変更を報告する「将来に向かってのアプローチ（prospective approach）」及び比較情報の更新により見積りの変更を反映させる仮説的なアプローチ（hypothetical approach）の適用例を示している。

表4：財務諸表において見積りの変更を報告するためのアプローチの例示

	考えられるアプローチ	1年目 （前期）	2年目 （当期）
(1)	当期における将来に向かっての調整		
	期末引当金	35,000	45,000
	当期の損益として認識された費用	(35,000)	(10,000)
(2)	更新された比較情報 仮説的であり、例示のためのみに使用している（IFRS会計基準では認められていない方法）		
	期末引当金	45,000	45,000
	当期の損益として認識された費用	(45,000)	-

11. 表4では、IFRS会計基準で要求されている「将来に向かってのアプローチ」を適用すると、見積りの変更の影響は、貸借対照表の引当金の簿価及び損益計算書への影響の両方について、見積りの変更が発生した期間（2年目）に正しく認識されていることが示されている。

12. 一方、表4では、比較情報の更新により見積りの変更を反映させるという仮説的なアプローチ（hypothetical approach）を適用すると、2年目に費用を認識する代わりに、貸借対照表の引当金の比較情報の簿価をCU35,000からCU45,000に増加させる結果になることが示されている。

見積りの変更をもたらす情報は２年目にしか入手できないため、この方法は不適切である。さらに、この方法を適用した場合、株主資本等変動計算書に報告される２年目の期首の資本残高を調整する必要がある。

以　上

例示を用いた説明：現在の及び予想される財務的影響

1. 以下は、2022 年 11 月の ISSB ボード会議の AP3A 及び 4B に示されている開示例の概要をお示しするものである。

2. 当該開示例は ISSB スタッフにより作成されたものであり、以下の 3 種類の情報の開示イメージを説明するものとされている。

   (1) サステナビリティ関連のリスク及び機会の現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）について要求される定量的情報の種類（例 1～例 8）

   (2) 定量的情報が提供できない場合に、サステナビリティ関連のリスク及び機会の現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）について要求される定性的情報の種類（例 9）

   (3) 財務的影響（effect）を個々のサステナビリティ関連のリスク及び機会に帰属させることができない場合に要求される情報の種類（例 10）
   （例 11 は、財務的影響（effect）を個々のサステナビリティ関連のリスク及び機会に帰属させることができる場合の開示例を示したものである。）

例 1-当期の財務諸表に影響（effects）がある場合の開示

C 国の政府は、20XX 年からガスによる温水暖房の使用を禁止することを決定した。その結果として、当社は 20XX 年 6 月に X 地点にある生産設備を停止することを決定した。

当社は、この決定により IFRS 会計基準に従って減損判定を行い、当該設備について当期に CU580,000 の減損損失を計上した。さらに、当該設備の経済的耐用年数を短縮し、今後 16 か月にわたって帳簿価額を減価償却する予定である。財務諸表の注記 7 に減損の詳細が示されており、注記 9 には影響を受けた設備の詳細が示されている。

当社は、当該施設で雇用されているすべての従業員に対し、当社の組織内で代替的な職務を提供するよう努めているが、適切な新しい職務を見つけることができない従業員に対しては、補償を行うことも合意している。当社はそのための見積費用について、当期に CU2,400,000 の引当金を認識した。これについては、財務諸表の注記 17 に示されている。

例 2-当期の財務諸表に影響（effects）がない場合の開示

当社のスコープ 1 の温室効果ガス排出の最大の要因の 1 つは、ディーゼルエンジン駆動の配送車両である。年間およそ 65,000 CO2 換算トンの排出を行っていると見積っている。当社はすべての車両をリースしており、通常のリース期間は 5 年である。

当社は、リース期間が終了した時点で、それぞれの車両を電気自動車に交換する予定である。そのため、リースしているディーゼル車の会計処理に関連して、当期の財務諸表に与える影響はない。

配送車両に関する財務情報は、財務諸表の注記 17（有形固定資産）及び注記 19（リース負債）に記載されている。

例 3-当期の財務諸表に影響（effects）がない場合の開示

当社は、当社にとって重要な（important）サステナビリティ関連のリスク及び機会として、製品の包装及び従業員の福利厚生を識別した。しかし、これらの事項に対処する方法を改善するためのガバナンス・プロセスの確立又は計画の策定には至っていない。

当社は、これらに関連するリスク及び機会についての戦略的目標、プロセスを導入する計画、並びにリスク及び機会をモニタリングするための統制を設定することを意図しており、またそれらについての指標及び目標を設定することを意図している。今後 12 か月間にこれらを導入する予定であり、その時点でこれらの計画についての情報を提供する予定である。

また、これらの識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会が与える、現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）については、上記の計画に基づいて、20XY 年に情報を開示する予定である。現時点では、当社がオペレーションを行うセクターにおいて、当社と同じ規模の会社で、そのような開示を行っている他の会社はなく、この情報は業界内では初めてである。

例 4-定量的開示：予想される（anticipated）財務的影響（effects）

当社のスコープ 1 の温室効果ガス排出の最大の要因の 1 つは、ディーゼルエンジン駆動の配送車両である。年間およそ 65,000 CO_2 換算トンの排出を行っていると見積っている。

当社の移行計画では、ディーゼルバン車両が経済的耐用年数を迎えた時点で、各車両を完全電動モデルの車両に交換する予定である。

残存価額を見直した結果、減価償却率又は耐用年数の変更は必要ないと結論付けた。したがって、これらの車両の減価償却における変更に起因する、当期の財務諸表への影響（effects）はない。

電気自動車への切替えには、1 台当たり CU1,500 から CU3,000 の追加設備投資に加え、当社施設及びドライバーの自宅において充電拠点を設置するために CU1,200 から CU2,400 が必要である。当社は 100 台の配送車両を保有しており、毎年 20%の車両を交換する計画である。

結果として、スコープ 1 の温室効果ガス排出を毎年 12,000 トンから 14,000 トン削減できる見込みである。また、注記 3 で説明されているとおり、エネルギー源についてもゼロカーボンへの切替えを進めている。当社は従業員にゼロカーボン・エネルギーを調達するよう推奨しているが、現在、従業員のエネルギー源をモニタリングしておらず、従業員が当社の車両の充電に使用する予定のエネルギーを評価することはできない。なお、当社は従業員に対して、当該費用の負担を行う予定である。

この投資資金は、追加借入をすることなく調達できる見込みである。

配送車両についての財務情報は、財務諸表の注記 17 に記載されている。

例 5-定量的開示：予想される（anticipated）財務的影響（effects）

当社は、製品包装を変更することにより、当社のバリュー・チェーンにおける使い捨てプラスチックの使用を削減することを決定した。現在当社は、スープ、野菜及び豆類の缶詰を複数まとめたパッケージを包むために、プラスチックを使用している。20XX 年 1 月 1 日からは、責任ある調達による段ボールを使用する予定である。この変更には、新しい包装機械への投資が必要となる。現在、候補となるモデルを検討中であるが、コストは CU2,200,000 から CU3,500,000 と見積っている。

購入資金は、当社の資金調達目標に従って、外部借入で 30%、残りはフリー・キャッシュ・フローの再投資で賄う予定である。

プラスチック包装機械は、経済的耐用年数の満了に近づいており、減価償却率の変更は必要ない。

例 6-定量的開示：予想される（anticipated）財務的影響（effects）

当社は、当社のバリュー・チェーンにおける関係者が当社のビジネスに与える、サステナビリティ関連の影響（effects）を見直した。雇用慣行が当社の支持する価値観と整合していないことを理由に、サプライヤーの 1 つを変更した。その結果、20XX 年以降、生産材料のコストが 3%から 5%上昇すると予想している。

例 7-定量的開示：予想される（anticipated）財務的影響（effects）

当社は、柔軟性のあるハイブリッド型の労働環境に移行したため、従業員の福利厚生に焦点を当てた新しいプログラムを開始した。

今後 3 年間で CU1,500,000 を投資する予算を組んでおり、翌期は CU400,000 を計画している。プログラムの有効性を評価しながら、コミットメントのレベルを見直す予定である。当社はこれをスタッフへの投資と捉えているが、どの支出も資産計上できないため、発生した時点で費用として認識することになる。

当社は、以下の指標を使用して、スタッフの幸福度（wellbeing）を測定している…

例 8-定量的開示：予想される（anticipated）財務的影響（effects）

現在、当社の収益の 40%は、洗剤及び柔軟剤などの洗濯用洗剤製品に使用するプラスチック容器の販売によるものである（財務諸表の注記 4 のセグメント分析を参照）。今年、当社は片栗粉の包装容器の新シリーズを発売した。当社はすでに、プラスチック容器の製造を 20XX 年末で中止することを顧客に通知している。当社は、当社の包装製品はマーケットリーダーであると考えており、包装製品売上高の市場シェア拡大を目指している。

当社の容器製造にプラスチックを使用しないことを決定した結果、当社は製造機械の経済的耐用年数を見直し、減損判定を実施した。当社は複数の機械の経済的耐用年数を変更した結果、今後 3 年間において、それぞれ年間 CU200,000 の減価償却費が増加する見込みである。しかし、減損損失は認識していない。財務諸表の注記 12 を参照のこと。

例 9-定性的情報：S1 基準案第 15 項、第 16 項及び第 22 項を関連づけた開示

当社（親会社）は、主要なトウモロコシ調達地域において、干ばつのリスクを含む水不足のリスクを識別した。当社はこのリスクを管理するために、ある種苗業者と、干ばつに強いトウモロコシを開発する研究開発合弁事業の契約を締結した。この合弁事業に関する財務情報は、注記 20（共同支配企業及び関連会社に対する投資）に記載されている。

このようなリスクを識別しているが、当期のトウモロコシの収穫は堅調に推移している。トウモロコシの生産に関する財務情報は注記 21（棚卸資産）に記載されている。

合弁事業の結果、トウモロコシの生産に関連する資産の減損が検討され、当社は（S1 基準案第 16 項に対応し）関連資産の減損を当期の財務諸表で認識すべきではないと結論づけた。

当社（親会社）は、ここから生じるリスク及び機会並びに他の環境及び社会的リスク及び機会を管理するために、リスク部門の人員を 3 人増員した。これにより、経営者は、識別し管理するリスクについて、より良い情報を策定できるようになる。これらの従業員に関する財務情報は、注記 30（従業員福利厚生費）に集約及び要約されている。

例 10-企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を帰属させることができない場合の開示

当社は、Z 国のある地域に、洪水リスクのある XX ビルを保有している。その国の国立気象局が作成した報告書によると、気候変動により異常気象が増加し、洪水の増加につながる可能性があるとのことである。

XX ビルについては、昨年は 3 回の洪水が発生した。今年は 5 回の洪水に増加した。しかし、過去 10 年間では、そのうち 4 つの年で洪水が 5 回発生している。したがって、洪水が 3 回から 5 回に増えたことが、気候変動によるものなのか、それとも通常のサイクルの一部なのかは明らかではない。

当年度、当社はこれらの拠点において、総額 CU500,000 の洪水防止対策に投資し、有形固定資産に計上した（注記 5）。これらの対策により、当社は減損の必要性を認めていない。

例 11-企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を帰属させることができる場合の開示

当社の子会社の 1 つに、化学処理された廃水を地域の水路に放出する生産施設がある。放出された廃水は地域当局がモニタリングしており、放出された廃水が規定レベルを超えた場合、当局から罰則が課される可能性がある。このため、当社はこれを識別可能なビジネスリスク（水質汚染）として識別した。

20XX 年において、当社は、最大規定レベルを超える廃水に対して過料を課された。

この CU250,000 の過料は、損益計算書の「その他の費用」に反映されている。

以　上